

いまなぜ? 改憲論議

私学助成が

憲法違反?

自民党的改憲4項目の

一つとして「家庭の経済的事情に左右されない教育環境の充実」が挙げられています。これだけだと、一見してなぜ改憲が必要なのかわかりませんが、自民党的ホームページを見てみると、「私学助成」にとって憲法がネックになっている、ということのようです。

しかし、これは憲法を変えてても十分に対応できる政策ですから、全く改憲の理由になりません。実際に、私立学校振興助成法に基づき、大学だけでも全体として約2900億円の補助金が交付されています。

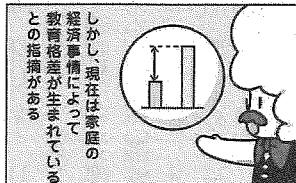
確かに、憲法学者では、憲法89条が「公金その他の公の財産は、…公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對

し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」としていることから違憲なのかという論争が存在しました。

しかし、幼稚園ではない幼稚教室に対する補助金を合憲とした判決に対する解説はあるものの、私立大学の建設のために公金を支出することが憲法89条などに違反しないとする裁判所の判決(新潟地裁1992年11月26日判決)に対し、学界で批判的な議論が起こるといふことはありませんでした。

というのも、他方で、憲法26条1項が「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている以上、公教育制度の整備が憲法上要請されており、公教育の一翼を担う私立学校は、「いってみれば、国の施策の足りない部分を私人が補つてやる」(浦部法穂)憲

法学教室)からです。結局、憲法学者の大勢の理解は、憲法上私学助成が禁止されているということではありません。むしろ、公金を支出する以上何の監督もしないことは許されない、というものです。つまり、私立学校に助成金を交付することそれ 자체が憲法に違反する、というものではありません。



改憲論にも「ファクトチェック」が必要です。（多田一路・立命館大学教